

編集委員会規程

(総則)

第1条 本規程は、一般社団法人日本産業保健法学会（以下、「学会」という。）の定款第46条第1項第2号に基づき設置された編集委員会（以下、「委員会」という。）について、定款第46条第3項に基づき、その組織・運営等に関する基本的事項を定める。

(役割)

第2条 委員会は、定款第4条に定める目的を達成するため、学会機関誌として「産業保健法学会誌」（英文名を“Journal of the Occupational Health Law Association”とする。）の企画、編集及び発行を行う。

(所掌事項)

第3条 委員会は、次の事項を所掌する。

- 一 学会機関誌の企画、編集、発行の基本方針に関する事項
- 二 投稿細則等の制定、改廃に関する事項
- 三 論文等の投稿受付及び査読審査に関する事項
- 四 論文掲載の決定に関する事項
- 五 その他学会機関誌の発行に関する事項

(組織)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員若干名をもって構成する。

- 2 委員長及び副委員長は、正会員の中から、理事会の議を経て代表理事が委嘱する。
- 3 委員は、理事会の承認のもと、委員長が委嘱する。
- 4 委員長は、委員の中から、委員会の日常的な運営業務を担う主幹を若干名委嘱することができる。
- 5 委員長は、特別に必要が生じた場合には、委員会の議を経て専門部会を置くことができる。専門部会は、部会長、副部会長及び部会委員で構成する。
- 6 専門部会の部会長、副部会長及び部会委員は、委員会の議を経て委員長が委嘱する。

(委員長)

第5条 委員長は、委員会を主宰し、次の事項を行うほか、学会機関誌の編集を統括する。

- 一 大会特集号の編集に際しては、企画運営委員会の議事を確認し、企画運営委員長や大会責任者と連携し、大会の内容、講演者の連絡先を把握すること、及び、合わせて掲載する他の原稿（原著、判例研究、総説、事例、外国文献紹介、短報）を収集すること（会員用メーリングリスト及び学会ウェブサイト、広報委員会を通じた SNS での投稿の呼びかけから、収集までを行うこと）
 - 二 通号（大会特集号以外）の編集に際しては、編集委員会を招集して統一テーマと個別企画を設定し、個別企画ごとに編集委員の中から担当を決め、執筆者を選任させ、原稿執筆を依頼し、収集すること、前号と同じく、合わせて掲載する他の原稿を収集すること
 - 三 原稿の収集後、編集委員の中から担当を選任し、当該担当者に査読者を選任させるか、自ら査読させること
- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故等があるときは、その職務を代行する。

(任期)

第6条 委員長、副委員長及び委員の任期は、原則として2事業年度とする。ただし再任は妨げない。

- 2 委員の欠員を補充した場合の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 専門部会の任期は、その都度定める。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が招集し、委員長または同人が指名した者が議長となる。

- 2 委員会には、委員長が必要と認めるとき、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(査読)

第8条 委員会は、投稿論文その他学会機関誌に掲載する原稿のうち審査に適さないもの以外の審査のため、原則として2名の査読者を選出し、依頼する。委員は依頼した査読者の氏名、総合評価を委員以外に漏らしてはならない。

- 2 査読者は、投稿論文を審査し、その結果を委員会に報告する。査読者は査読依頼を受けた事実、総合評価及び審査中の論文の内容を他者に漏らしてはならない。査読者は、審査中の論文の内容を自己のために利用してはならない。
- 3 委員会は、査読者の審査に基づいて、投稿論文の掲載の可否を決定する。
- 4 査読に関する細則は、委員会が別に定める。

(疑義・不服の申立て)

第9条 投稿者は掲載不可の決定に疑義・不服がある場合、理事会に申し立てることができる。理事会は、速やかに対応し、申立者に回答する。

(雑則)

第10条 投稿細則は、委員会が別に定める。

(改廃)

第11条 本規程の改廃は、理事会の決議による。

附則

本規程は2021年11月27日より施行する。